

令和7年第3回教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和7年5月30日（金）午後3時00分～

2 場 所 男鹿市役所 3階 第一会議室

3 出席者 教育長 鈴木 雅彦
委員 三浦 良忠
委員 古仲 宗雲
委員 齊藤 幹

4 出席職員 教育総務課長 湊留 美子
こども未来課長 清水 琢
教育総務課主幹 原田 一生
教育総務課主幹 田口 貴久子
こども未来課主幹 伊藤 昌人
こども未来課主幹 千釜 由紀子

5 議事日程及び議案

日程第1 令和7年第2回会議録の報告・承認

日程第2 会期の決定

日程第3 教育長の報告その他事務事業の報告

日程第4 議事

議案第10号 男鹿市社会教育委員及び男鹿市公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について

議案第11号 男鹿市図書館協議会委員の任命に関する専決処分について

議案第12号 令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）に関する意見について

議案第13号 男鹿市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

日程第5 報告事項

(1) 男鹿市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

(2) 男鹿市いじめ問題対策連絡協議会委員等の委嘱について

(3) 事務局職員（外国語指導助手）の人事異動について

(4) いじめ・不登校の報告について

日程第6 その他

令和7年度教育委員会会議開催計画（案）について

6 開会宣言 午後2時58分

7 会 期 （自）令和7年5月30日
（至）令和7年5月30日 1日間

8 閉 会 午後4時9分

【教育長】

それでは、ただいまから令和7年第3回教育委員会会議を開催いたします。

本日、山王丸委員より欠席の届け出が入っております。定足数は満たしておりますので、このまま3回目は成立となります。

それでは、日程第1「第2回会議録の報告承認」を議題といたします。

第2回の会議録の報告承認につきましては、事前配布により内容を確認していただいておりますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

委員の皆様からは、ご署名いただきましたので御異議がないものと認め、承認とさせていただきます。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

会期については、本日1日としたいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】

それでは、会期は本日1日といたします。

次に、日程第3「教育長の報告その他事務事業の報告」をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課主幹】

(資料に沿って説明)

【教育長】

ただいま事務局から報告がありましたが、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

【教育長】

御質問ないようですので「教育長の報告その他事務事業の報告」につきましては以上といたします。

これより審議に入ります。日程第4、議案第10号「男鹿市社会教育委員及び男鹿市公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【教育総務課長】

議案書の3ページをお開き願います。

議案第10号「男鹿市社会教育委員及び男鹿市公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について」、男鹿市教育委員会事務委任規則第5条第1項の規定により男鹿市社会教育委員及び男鹿市公民館運営審議会委員の受任について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

提案理由は、男鹿市社会教育委員及び男鹿市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、後任委員を委嘱するため専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。4ページには専決処分書を記載しております。

任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間で、下記に記載の7名の方に委嘱をしており、スポーツ推進委員代表の佐々木克広氏とPTA連合会代表の三浦亮氏が新任となっております。

以上です。

【教育長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

御質問がないようですので、議案第 10 号は原案とおりに承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議ないようですので、議案第 10 号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第 11 号「男鹿市図書館協議会委員の任命に関する専決処分について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

【教育総務課長】

5 ページをお開きください。議案第 11 号「男鹿市図書館協議会委員の任命に関する専決処分について」、男鹿市教育委員会事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により男鹿市図書館協議会委員の任命について専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

提案理由は、男鹿市図書館協議会委員の任期満了に伴い、後任委員を任命するため専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。6 ページ目は専決処分書であります。

任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間で、下記に記載の 7 名の方に委嘱をしており、PTA 連合会常任委員の加藤明人氏が新任となっております。説明は以上となります。

【教育長】

ありがとうございます。ただいま議案第 11 号について事務局から説明ありましたが、御質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

御質問ないようですので、議案第 11 号は原案のとおり承認するというところで御異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

ご異議ないようですので議案第 11 号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第 12 号「令和 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）に関する意見について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

【教育総務課長】

次は今日配布しております補正予算書教育費抜粋資料をご覧ください。

2 ページ目をお開き願います。予算の内容についてご説明いたします。3 款民生費 2 項児童福祉費 3 目児童施設費は、169 万 8 千円の追加です。これは子育て環境日本一を目指す拡充事業の保育施設のおむつ無償化事業に係る経費です。保育園等で使用のおむつとおしり拭きを無償化するもので、毎月定額で使い放題のおむつとおしり拭きのサブスクを導入します。月額 2,300 円で対象人数は 123 名、こども園や保育園、若美ベビー園等の公立施設は、おむつの配達を業者へ委託し、いづみ幼稚園等民間施設への補助金として、さらに他市の施設に入所している男鹿市の園児に対しても補助金を支給します。また所管は子育て健康課となりますが、在宅で子育てをしているご家庭へも同様の支援を予定しており、現在実施されている在宅子育て支援給付金に上乗せ助成をする予算を計上しています。援助費一人当たり 1 万円から 5 千円を増額します。

次に 10 款教育費 2 項学校総務費 1 目事務局費は、73 万 8 千円の財源補正です。これは不登校児童生徒の登校復帰を支援する男鹿東中学校に配置されている学習

支援員1名の報酬・手当分です。当初予算時は、一般財源としておりましたが、この度校外教育支援センター支援員配置事業費補助金に採択されたことにより財源補正をします。

次に10款教育費3項小学校費2目学校振興費は、57万3千円の追加です。これは小学校ICT授業環境高度化事業の端末リースの増額分に係る経費であります。これは8月に児童用の端末の更新に伴う小学校児童用端末605台のリースに伴う経費であります。5月の上旬に当初予算計上時の経費の算出方法に誤りがあり、契約額に予算額が満たないことが判明いたしました。当初予算時は端末購入経費から県の補助額を引いた額にリース率を乗じて算出しておりましたが、この算出方法は誤っており、正しくは端末購入経費にリース率を乗じた額から県の補助額を引く方法が正しい算出方法であることを確認したところです。よって不足分をこの度6月補正予算に計上するものであります。

次のページをお開き願います。10款教育費4項中学校費2目学校振興費は、36万2千円の追加であります。これは今説明した小学校費の端末リース料の増額補正理由と同様で、中学校生徒用端末383台のリースに伴う経費の増額補正分であります。

恐れ入りますが1ページ目にお戻りください。債務負担行為補正表です。この端末リース期間は、令和7年9月から令和12年8月までの5年間であるため、当初予算時に債務負担を設定しております。今ご説明した理由から令和8年度から12年度までの限度額が変更となります。左側が変更前、右側が変更後の金額になります。結果上段小学校端末リース料は、1,200万5千円から1,633万8千円の限度額と変更となります。下段中学校端末リース料は、変更前706万1千円から1,034万4千円の限度額となります。

6月議会の予算議決後に手続きを進め、当初予定通り8月の夏休み中に納品、取り付け、設定をする予定です。

恐れ入りますが、また3ページ目をお開き願います。10款教育費4項中学校費5目施設維持補修費は、198万円の追加です。これは男鹿東中学校屋外給水管布設替に関する工事費用です。今年の3月に男鹿東中学校の上水道が出ない状態となりました。業者確認の結果、体育館外部の部室前の階段下に漏水箇所を発見しました。現在、破損箇所手前の管から切り回し、仮設管として敷設をし仮復旧状態であります。今回計上する費用は、管の埋設、舗装など本復旧工事を実施する費用です。全額一般財源となっております。

次に10款教育費5項社会教育費5目公民館費は、60万円の追加です。これは今年の2月に若美コミュニティセンターの暖房用のボイラー用ポンプ2機のうち1機が故障したことに伴う取り換え修繕に要する費用です。ポンプは2機が交互に稼働しポンプの寿命を延ばしつつ、片側が故障した場合のバックアップも兼ねているもので、1機で稼働を続けると負荷がかかり故障につながる恐れがあるため取り換え修繕をするものです。全額一般財源です。

次に10款教育費5項社会教育費7目市民ふれあいプラザ費は、61万6千円の追加です。これは今年2月冷暖房で使用している冷温水機の基盤が故障したことに伴い基盤の取り換え修繕をするための費用です。現在は保守点検業者から中古基盤を借用し、臨時的に復旧対応しております。中古基盤は6月まで借用予定で本費用には中古基盤のレンタル料も含んでおります。

説明は以上となります。

【教育長】

はい、ありがとうございました。

ただ今説明がありましたが、6月補正（第1号）の内容について御質問ございましたらお願いいたします。齊藤委員どうぞ。

【齊藤委員】

タブレットの納品に遅れがでることはないという理解でよろしいでしょうか。

【教育総務課長】

はい。

【齊藤委員】

令和12年度に計上されている部分だけが、がたっと下がっているのはリース期間が満了して定価が下がるからでしょうか。

【教育総務課長】

お答えいたします。令和12年度は4月から8月までの5ヵ月間のリース料になります。令和8年度から令和11年度までは1年間分のリース料になるので、これに比べ金額が低くなっています。

【教育長】

他にございましたらよろしく申し上げます。古仲委員どうぞ。

【古仲委員】

保育施設のおむつ無償化、サブスクでされるということですが、単価があるのでしょうか。

【こども未来課長】

おっしゃるとおりサブスクで行いますので、一人当たり月額2,300円でおむつとおしり拭きが使い放題となります。これにより保育者のおむつの履かせ違いや保護者が持ってくる負担を軽減し、男鹿市の子供に対して市が全て補助するので男鹿市の子育て環境日本一の政策に合致する事業であると思います。

【古仲委員】

在宅の子供にも届けられるのですよね。

【こども未来課主幹】

在宅で保育園に預けていない子供に関しては、子育て健康課の所管になりますが、今まで月1万円の給付金を支給しており、おむつの無償化に伴い1万5千円に給付金を上げています。

【教育長】

ただ今説明がありましたが、秋田県内では初の実施となっています。県外でも少しずつ広がってきています。保護者や保育士の負担軽減にはかなり繋がるのではないかと考えております。これも子育て環境の整備のひとつとして推進していければなと思います。

【教育長】

他に御質問ございましたらよろしく申し上げます。三浦委員どうぞ。

【三浦委員】

男鹿市が秋田県で最初ということでしたけれども、こういった施策をやっていますよというのをどういった形で伝えているのでしょうか。

【こども未来課主幹】

子育て環境日本一ということで、二年前から掲げて色々な事業を展開しております。保育料の無償化であったり、学校給食費の無償化、在宅子育て関係とかということで、こちらではオガーレの方にポスターを掲げ、市外から来たときに見ただくように大きく四つの無償化とか給付金の関係を掲示させていただいております。

す。去年に関しましては、秋田駅のデジタルサイネージ、中央改札のところのデジタルサイネージに一定期間、帰省に合わせて周知していたり、あとホームページはもちろんのこと、そうゆうパンフレットを年代に合わせたシーンとして周知させていただいていますし、YouTube チャンネルを開設しております。男鹿っ子チャンネルということで、保育園の様子とか、市長がこども真ん中宣言をしているので、そのような内容になっております。

【教育長】

どの事業もそうですけども、伝わらないと男鹿市がこう言ういい事を行っているのだなど、なかなか理解していただけないかもしれませんので、PRの方もしっかり進めていく必要があるかなと思います。

このおむつの無償化も子育て支援の一つとして実施しますし、6月定例会の補正予算として、入学準備金というものも補正しております。小学校に入った段階、中学校に入った段階、高校に入った段階で入学準備に要する。全額はちょっとできないのですけれども、半分程度の補助を市の方で行いますよと、そういったところと合わせてPRしながら移住促進に繋げていければなど、そうゆうとらえ方で今子育て支援を続けています。

他にご質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

御質問ないようですので、議案第12号は原案のとおり決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

ご異議ないようですので議案第12号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号「男鹿市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について」事務局からの説明をお願いします。

【教育総務課長】

8ページをご覧ください。議案第13号「男鹿市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について」です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定に基づき、男鹿市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、この承認を求めるものであります。改正理由は市町村立学校職員の給与等に関する条例、職員の勤務時間・休暇等に関する条例及び人事委員会規則8の6の改正に伴い引用する条項や休暇の名称を変更するため本規則の一部を改正するものであります。

9ページをご覧ください。改正後と改正前の表の中で、第22条休日、休日の代休日及び休暇の中段の下線部分、市町村立学校職員の給与等に関する条例第28条の7を第28条の6に改正します。これは男鹿市の本規則の第22条の改正が平成18年の県条例の改正時に改正すべきものでありましたが、改正しておらず今回整理をして現行の条項に合わせるものであります。つづいて第22条第3項の下線部分の生理休暇を健康管理休暇といった休暇の名称の変更に伴い改正するものであります。施行日は令和7年6月1日からであります。以上です。

【教育長】

ただいま議案第13条について事務局から説明がありました。御質問ございましたらお願いいたします。三浦委員どうぞ。

【三浦委員】

職員の休暇に関してですが、年次休暇、出産休暇、保育休暇、健康管理休暇、結

核性疾患による病気休暇、介護休暇及び介護時間を除くとなっているのですが、除くというのは、校長先生が承認するものではなく別の方で承認しますよということになりますよね。どなたが承認するものなのか。

【こども未来課長】

職員の休暇を除くとありますが、ここは校長が承認しております。校長は承認した上で県教委へ報告して、県教委で再度承認するという流れとなっておりますので、最終承認者は県教委ということになっています。

【三浦委員】

結核性疾患による病気休暇が、病気の休暇の中でもこれだけ書かれているのですが、これは伝染性が高くて長期的な療養になるから記載されているのですか。

【こども未来課長】

結核性疾患による病気休暇は、長期的な療養を要するため満2年までとなり、まして成人病による病気休暇は、合計270日までの長期になります。県教委による講師の補充も入りますし、給与の問題もありますので、県の教育委員会教育庁が最終的に承認をして、病気休暇休職を得ることになります。

【教育長】

他に御質問がございましたらお願いいたします。
御質問ないようですので、議案第13号は原案のとおり決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

ご異議ないようですので議案第13号は原案のとおり決定されました。

次に日程第5「報告事項」に入ります。

報告事項は一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【教育総務課長】

議題資料2ページをお願いします。報告事項1「男鹿市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」です。男鹿市教育委員会事務委任規則の第4条の規定に基づき男鹿市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、専決しましたのでご報告いたします。

改正理由ですが、幼児期から義務教育終了までの教育、保育を教育委員会が一元的に推進し、一貫性をもって子供の成長を支えていくため、令和7年度組織機構改革において教育委員会の組織再編を行うことに伴い、男鹿市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するものです。

11ページをご覧ください。改正前、改正後の表中の第7条の課長等の専決事項で、学校教育課長をこども未来課長に改正するものです。施行日は令和7年4月1日からであります。私からは以上です。

【こども未来課長】

報告事項2、「男鹿市いじめ問題対策連絡協議会委員等の委嘱について」です。12ページをご覧ください。(1)男鹿市いじめ問題対策連絡協議会、また(2)男鹿市いじめ対策委員会、次ページにあります(3)男鹿市いじめ調査委員会は、男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例により、設置されております。

まず(1)からご説明申し上げます。男鹿市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめに関する情報交換やいじめの未然防止等を協議するための会で、年に2回開催します。今年度は人事異動等により、新任の方が8名となっております。

(2)男鹿市いじめ対策委員会は、いじめの重大事態が起これば学校外での調査や再発防止の対策を協議する委員会です。公平性、中立性を確保する観点から、第三者

性が確保された調査組織となるよう調査委員が第三者で構成されている調査組織となっております。これまでに本市で調査が行われた事案はございません。また引き続き齊藤委員にも委嘱しております。どうぞよろしくお願いいたします。委員全員が再任となっております。

では 13 ページです。男鹿市いじめ調査委員会は、いじめ対策委員会での調査内容について再調査の必要が生じた際に市長からの依頼を受けて調査を行うための組織です。これも本市では招集した事案はございません。1名新任となっております。

続きまして男鹿市奨学審議委員会、14 ページの障害児教育支援委員会委員は、資料のとおりとなっております。三浦委員、古仲委員どうぞよろしくお願いいたします。

いずれの委員も任期は2年です。同じく人事異動等によりどちらも新任4名ずつとなっております。

続きまして報告事項(3)、外国語指導助手の任期についてです。15 ページを御覧ください。令和7年3月31日付けでカロールウィックス・ティファニー・ジーン先生が帰国のために退任し、フォルテ・ウィリアム・ジェームズ先生が着任しております。アメリカのアリゾナからいらした方で、大学を出たあと働きながら日本に短期留学なされて、日本文化への興味を深めたということです。日常的な会話は、大体日本語でできていますし、非常に背が高く、スマートな方です。教えるのが大好きということで、とても良い方が来てくれたと安心しております。小学校3校と中学校2校への配置を予定しております。

【教育長】

他にございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に、日程第6「その他」になります。令和7年度教育委員会会議の開催計画案について事務局から説明をお願いします。

【教育総務課長】

18 ページをお開きください。「令和7年度教育委員会会議開催計画案について」であります。教育委員会会議は男鹿市議会定例会前の開催を予定しております。開催日については予定として記載させていただいておりますので、市議会の日程により変更する場合がありますので、その時はよろしくお願いいたします。

また、臨時議会の開催もありますので、併せてよろしくお願いいたします。

学校訪問は、この後7月上旬に実施いたします。卒業式は中学校が3月6日、小学校が13日となっております。教育委員会事務に関する令和6年度の点検評価の意見聴取は7月下旬を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また市長が招集する男鹿市総合教育会議は、今年度は来年の1月の開催で進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。会議開催計画の説明は以上となります。

【こども未来課長】

ただ今のお話にもありましたが、教育委員の皆様への学校訪問についてです。先日委員の皆様へ教育委員会委員による7月の学校訪問計画を郵送させていただきました。近づいてまいりましたら集合時刻など細かな計画などもお伝えいたします。当日、御自分の御車で学校に直接行かれるといった場合は、前もって私までお伝えいただければと思います。今年度は各校で職員紹介を行いませんが、校長先生の経営説明や、授業一巡の後に教育委員の皆様から感想を校長先生にお伝えする場面が

あります。その際に御参考になればと思ひまして、机上に令和7年度男鹿市学校教育の指針を資料として準備しております。その基本方針と重点目標、努力事項については、令和7年2月の第1回男鹿市教育委員会会議で承認をいただいております。男鹿市教育の目指しているところについて、記していますので経営説明を聞く際や、授業参観の際の視点にする等ご活用いただければと思ひます。よろしく願ひいたします。以上です。

【教育長】

はい、ありがとうございます。ただ今事務局から教育委員会会議の開催計画案と教育委員の学校訪問について説明がありました。御質問ございましたら願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、他に委員の皆様から何か御意見等ございましたら願ひいたします。

古仲委員どうぞ

【古仲委員】

おむつのサブスク、とてもいいなと思ひます。市民でも子供のおむつ代を出してもいいなと思ひ人が結構いるような気がなんとなくして、市のために何かしたいと思ひていてサブスクに加入しませんかとかがあれば、市民の中で子供のおむつのためであれば、少しばかり協力したいなという方がいるのではないかと思ひるので、一般にも募集することができるのならやった方がいいなと思ひます。

【教育長】

他に御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、以上をもちまして令和7年第3回教育委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

